

日理協19第602号

2020年3月31日

都道府県理学療法士会

会長 各位

公益社団法人日本理学療法士協会

会長 半田 一登

(公印省略)

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る通知の発出について

拝啓 春暖の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本会では、厚生労働省が進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業において実施職種に理学療法士を明示するよう、リハビリテーションを考える議員連盟等の協力を得ながら、要望活動を行ってまいりました。

これまでの要望の結果、4月以降市町村が実施する新たな「一体的事業」において、理学療法士の参画が実現することとなり、3月27日に厚生労働省保険局高齢者医療課から都道府県及び広域連合宛てに「令和2年度の後期高齢者医療制度の特別調整交付金の交付基準」（理学療法士等が明記されたもの）が発出されましたので、取り急ぎ共有させていただきます。

今後、都道府県士会様におかれましては、日ごろの都道府県及び市町村との関係性のもと、事業を受託できるよう取り組んでいただく必要がありますので、取り急ぎ添付の通知をご確認くださいようお願い申し上げます。

また、今後の具体的な対応につきましては、後日、担当業務執行理事よりご案内させていただきますので、本事業の担当者と共有していただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年度末のお忙しい中、またコロナウィルス問題で大変な中で大変お手数をおかけしますが、本事業の趣旨と重要性をご賢察いただき、引き続きまして、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具